

徳島県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

徳島県知事  
後藤 田 正 純

#### 徳島県条例第四十五号

徳島県公告式条例の一部を改正する条例

徳島県公告式条例（昭和二十五年徳島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その末尾に知事が署名しなければ」を「知事が署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号イに規定する電子署名を含む。）をしなければ」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。